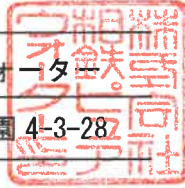


JIS Q 1000に基づく自己適合宣言書

番 号 : SO-PW-03-2
発行者の名称 : 株式会社相鉄ピュアウォーター
発行者の住所 : 神奈川県横浜市泉区緑園 4-3-28
宣言の対象 : SH (カーボン)



上記の宣言対象は、次のJISの要求事項に適合している

<JIS 番号>	<規格名称>	<発効年月日>
JIS S-3200-1	水道用器具—耐圧性能試験方法	2024年5月7日
JIS S-3200-7	水道用器具—浸出性能試験方法	2024年4月25日

追加情報:

- 項目検査結果報告書
- 耐圧性能試験方法による検査報告書
- 製品浸出試験成績表

問い合わせ : 電話 045-567-9077

代表者署名 : 取締役社長 植木 徳彦

(発行場所及び発行日)

神奈川県横浜市泉区緑園 4-3-28

2024年7月1日

この文書は、JIS Q 1000 に基づき作成された自己適合宣言書である。

1. 項目検査結果報告書

発行者の名称 : 株式会社 相鉄ピュアウォーター
住 所 : 神奈川県横浜市泉区緑園4-3-28
責任者名 : 高橋 正人



発行日 : 2024年7月1日

製品製造の工場の名称所在地	株式会社相鉄ピュアウォーター 神奈川県横浜市泉区緑園4-3-28
製造品名・形式	SH (カーボン) SO-PW-03-2
適合する基準	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 平成9年厚生省令第14号 (1997年3月19日) 最終改正 : 令和6年厚生労働省令第65号 (2024年3月29日)
適合する性能項目	同上省令第1条 耐圧に関する基準 同上省令第2条 浸出等に関する基準
試験方法	給水装置の構造及び材質の基準に係わる試験に準ずる
試験所名	株式会社 相鉄ピュアウォーター 株式会社 総合環境分析 水道法20条 水質検査機関[国土交通大臣及び環境大臣登録 : 第224号]

2. 耐圧性能試験方法による検査報告書

当社は、耐圧性能試験を以下の条件のもとで、検査・測定したことを報告します。

1. 使用材料 (1) SH (カーボン) 「SO-PW-03-2」
(2) 加圧ポンプ
(3) 圧力測定ゲージ
2. 検査・測定方法 国土交通大臣が定める耐圧に関する耐圧性能試験により 1.75MPa の静水圧を、加圧ポンプにて1分間本体に加えて、水漏れ・変形・破損その他の異常が生じないこと。
3. 検査・測定場所 株式会社 相鉄ピュアウォーター
4. 検査・測定日 2024年 5月7日

上記の検査・測定方法により検査を行い、水漏れ・変形・破損等の異常がないことを報告いたします。

以上

神奈川県横浜市泉区緑園 4-3-28

株式会社 相鉄ピュアウォーター

検査責任者 高橋 正人



製品浸出試験成績表

株式会社 相鉄ピュアウォーター 様

第 24G012635 号
令和6年4月25日

- 1.試験依頼者名 株式会社 相鉄ピュアウォーター
2.供給品 SH(カーボン) (SO-PW-03-2)
3.試験日 令和6年4月11日 ~ 令和6年4月23日
4.浸出用液の水質

株式会社 総合環境分析
神奈川県横浜市 緑区鴨居一丁目13番2号
電話 045-929-0039
F A X 045-929-0039

項目	測定値	単位	基準値	単位
pH	7.0(24.0°C)	pH	7.0±0.1	pH
硬度	40	mg/l	45±5	mg/l
アルカリ	33	mg/l	35±5	mg/l
残留塩素	0.4	mg/l	0.3±0.1	mg/l

- 5.水道水と接触する部分の材料

カーボン	SUS304
ポリプロピレン	シリコンゴム
ポリエチレン	
ポリオレフィン	
TPE	

- 6.接触面積比 545.6 cm²/l

- 7.分析試験結果

検査対象	単位	検査値	基準値	試験方法
カドミウム	mg/l	0.0003未満	0.003以下	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
鉛	mg/l	0.001未満	0.01以下	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
六価クロム	mg/l	0.002未満	0.02以下	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
ほう素	mg/l	0.02未満	1.0以下	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
1,4-ジオキサン	mg/l	0.005未満	0.05以下	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
亜鉛	mg/l	0.01未満	1.0以下	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
アルミニウム	mg/l	0.02未満	0.2以下	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
全鉄	mg/l	0.03未満	0.3以下	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
銅	mg/l	0.01未満	1.0以下	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
非イオン界面活性剤	mg/l	0.002未満	0.02以下	平15.厚生労働省告示第261号別表第28の2
フェノール類	mg/l	0.0005未満	0.005以下	平15.厚生労働省告示第261号別表第29
有機物(全有機炭素 (TOC) の量)	mg/l	0.3未満	3以下	平15.厚生労働省告示第261号別表第30
味	---	異常なし	異常でないこと	平15.厚生労働省告示第261号別表第33
臭気	---	異常なし	異常でないこと	平15.厚生労働省告示第261号別表第34
色度	度	0.5未満	5以下	平15.厚生労働省告示第261号別表第36
濁度	度	0.4	2以下	平15.厚生労働省告示第261号別表第41

- 8.評価(判定)

上記検査について基準に適合しています。

- 9.備考

試験条件:末端以外